

■修正箇所一覧表

修正前	修正後
<p>募集要項（本文）</p> <p>3 管理の条件</p> <p>① 入居者の公募と入居決定を補助する業務</p> <p>入居者の募集は、府が決定する募集計画に基づき公募により行います。（特定目的による優先募集については、府担当者により受付、審査等を行います。）入居決定に関する業務のうち、入居者選考委員会の開催及び入居決定については府で行いますが、これを補助する業務を行っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回（6月、12月）以上募集を実施 ・1回あたり10日以上郵送等により実施することとし、受付期間は府に提案していただきます。（随時募集の実施等の提案は可とします。） ・公開抽選により入居者を選定します。 ・募集戸数は120戸を目安に年度ごとに、募集対象住戸は年2回以上の募集ごとに、それぞれ府に提案していただきます。（特定目的優先入居募集を含む。） ・上記募集においては、子育て世帯等を対象とした特定目的優先入居募集も併せて実施いただきます。詳細は仕様書を確認してください。 <p>⑰ 駐車場管理、使用料等徴収に関する業務</p> <p>基本的に、駐車場管理業務の一部は自治会等へ再委託していただきます。</p> <p>※地方自治法施行令第158条第1項に規定する徴収事務の委託あり（再委託不可）</p> <p><参考>委託料実績</p> <p>令和2年度：838,500円（500円/月×区画×12ヶ月）</p> <p>指定管理仕様書（本文）</p> <p>4 管理業務の拠点等</p> <p>(1) 住宅等の管理業務の拠点は、募集要項3(10)に記載の管理事務所に置き、対象団地を2以上の事務所で管理すること。指定管理者の事業所との兼用は可能とする。</p> <p>なお、住民からの届出等に対応できるよう、事務所は公共交通機関でのアクセスが容易な場所に置き、来客用駐車場の確保や窓口表示の明確化など住民サービスの向上に努めること。</p> <p>指定管理業務概要（事務フロー参照）</p> <p>1 入居者募集事務に関すること</p> <p>⑤ 申込受付（一般、特目）は郵送ですること。</p> <p>募集戸数より応募者が多い場合は、公開抽選により、当選者、補欠者を決定すること。抽選日については、府の指定日にすること。</p>	<p>募集要項（本文）</p> <p>3 管理の条件</p> <p>① 入居者の公募と入居決定を補助する業務</p> <p>入居者の募集は、府が決定する募集計画に基づき公募により行います。（特定目的による優先募集については、府担当者により受付、審査等を行います。）入居決定に関する業務のうち、入居者選考委員会の開催及び入居決定については府で行いますが、これを補助する業務を行っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回（6月、12月）以上募集を実施 ・1回あたり10日以上郵送及び面談により実施することとし、受付期間は府に提案していただきます。（随時募集の実施等の提案は可とします。） ・公開抽選により入居者を選定します。 ・募集戸数は120戸を目安に年度ごとに、募集対象住戸は年2回以上の募集ごとに、それぞれ府に提案していただきます。（特定目的優先入居募集を含む。） ・上記募集においては、子育て世帯等を対象とした特定目的優先入居募集も併せて実施いただきます。詳細は仕様書を確認してください。 <p>⑰ 駐車場管理、使用料等徴収に関する業務</p> <p>基本的に、駐車場管理業務の一部は自治会等へ再委託していただきます。</p> <p>※地方自治法施行令第158条第1項に規定する徴収事務の委託あり（再委託不可）</p> <p><参考>委託料実績</p> <p>令和2年度：9,882,000円（500円/月×区画×12ヶ月）</p> <p>※4～9月 1617区画</p> <p>10～3月 1677区画</p> <p>指定管理仕様書（本文）</p> <p>4 管理業務の拠点等</p> <p>(1) 住宅等の管理業務の拠点は、募集要項3(10)に記載の管理事務所に置き、対象団地を2以上の事務所で管理し、うち1箇所の事務所について後述の業務時間及び業務執行の体制を満たすこと。指定管理者の事業所との兼用は可能とする。</p> <p>なお、住民からの届出等に対応できるよう、事務所は公共交通機関でのアクセスが容易な場所に置き、来客用駐車場の確保や窓口表示の明確化など住民サービスの向上に努めること。</p> <p>指定管理業務概要（事務フロー参照）</p> <p>1 入居者募集事務に関すること</p> <p>⑤ 申込受付（一般、特目）は郵送及び面談ですること。</p> <p>募集戸数より応募者が多い場合は、公開抽選により、当選者、補欠者を決定すること。抽選日については、府の指定日にすること。</p>